

## 年の中途中で死亡した場合

**Q** : 先日、個人商店を営んでいた夫が死亡したのですが、所得税や消費税の申告、届出はどのようにすればよいのでしょうか？

**A** : 次のような取扱いとなっています。

### 【解説】

確定申告書を提出すべき者が死亡した場合には、死亡した者の相続人が、相続の開始を知った日の翌日から4ヵ月以内に確定申告書（準確定申告書）を提出しなければなりません。これらの申告書を提出する場合には、原則として、相続人全員の連署による次の書類を、各申告書に添付して提出することとされています。

- ① 所得税の確定申告付表（兼相続人の代表者指定届出書）
- ② 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書

なお、還付申告書を提出できる者が死亡した場合については、特に提出期限が定められていませんので、還付請求権の時効（請求ができる日から5年間）成立前であれば、いつでも提出することができます。

また、届出書については、それぞれ次の期限までに提出することとされています。

- ① 所得税関係については、「個人事業者の開業等届出書」を開業の日（相続開始の日）から1ヵ月以内に提出。
- ② 消費税関係については、「個人事業者の死亡届出書」を速やかに提出。

